

平成28年

第1回市議会定例会 議案第29号

函館市農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止する等の条例の制定について

函館市農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止する等の条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止する等の条例

(函館市農業委員会の選挙による委員定数条例の廃止)

第1条 函館市農業委員会の選挙による委員定数条例(平成7年函館市条例第40号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「または函館市農業委員会の委員の選挙」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた函館市農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による廃止前の函館市農業委員会の選挙による委員定数条例の規定の適用については、同条例本則中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項に規定する条例で定める」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29

条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた」とする。

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い，農業委員会の選挙による委員の定数を廃止し，および規定を整備するため